平成２４年（フ）第３７号
神戸市灘区篠原台13番31号　サンヴィラ六甲２号館３Ｂ
債務者　川瀬　美紀（旧姓丸岡）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９号
神戸市中央区生田町４丁目５番４号
債務者　升谷　俊夫
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８号
神戸市東灘区森北町３丁目４番18号メープルフラッツ205号
債務者　大畑　好惠
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９２号
兵庫県三木市志染町中自由が丘３丁目11番地
債務者　岡田　吉史
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４３号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目81番地の10、住民票上の住所兵庫県尼崎市東園田町３丁目31番地の28、前住所大阪府摂津市鳥飼西３丁目５番13号
債務者　竹中　新吉
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９８３号
兵庫県西宮市大谷町７番９―405号
債務者　杉本　享子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目20番27号　ハウディ尼崎407号、前住所兵庫県尼崎市西難波町２丁目27番３号　ビューハイツ301号
債務者　静岡　光一
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０号
兵庫県尼崎市常光寺２丁目11番20―103号
債務者　佐々木信廣こと　佐々木信広
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０１号
鳥取県鳥取市秋里1165番地　ＨＯＵＳＥ　ＹＯＹＯ101号
債務者　新田　将之
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２号
鳥取県東伯郡三朝町大字下谷590番地４
債務者　村岡　敏紀
1　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１３７２号
広島市西区草津南４丁目３番12―203号
債務者　中川　栄子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５３号
広島市安佐北区口田南１丁目24番20―２―201号　Ｃ
債務者　石田　美穂（旧姓平尾・松尾・井上）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５０１号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5015番地の15
債務者　竹田　節子
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５０２号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5015番地の15
債務者　竹田　敏史
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５０３号
広島市安佐北区安佐町大字久地1185番地41
債務者　下出　智晴（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９号
北九州市小倉南区上吉田６丁目８番23号
債務者　植田　千草（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８号
鹿児島県熊毛郡中種子町野間5064番地、住民票上の住所埼玉県川越市新宿町２丁目10番地９
債務者　石堂　國廣
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係